



各 位

平成 24 年 3 月 15 日

東京都品川区西五反田五丁目2番4号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠
(コード番号 : 2130)
問い合わせ先:経営企画室 高野 明彦
TEL 03-5843-5333

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 導入の背景

当社では、平成 24 年 2 月 27 日に「(新) 第一次中期経営計画」を発表し、その重点施策である全員参加型経営の推進の一環である、「超会社」コンセプトを策定いたしました。「超会社」とは当社の各種制度、取り組みにより「社会への貢献」、「社員の幸せ」、「会社の発展」を一致させる、当社が独自に掲げているコンセプトです。当社では、この「超会社」コンセプトに基づいた従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) について導入を検討してまいりました。今般、従業員の将来にわたる財産形成と、株価や業績との連動性を高め、会社への貢献を従業員が実感し、従業員の意欲や士気を高めることを目的とした報酬制度として、退職時等に当社株式を給付しその価値を処遇に反映できる本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

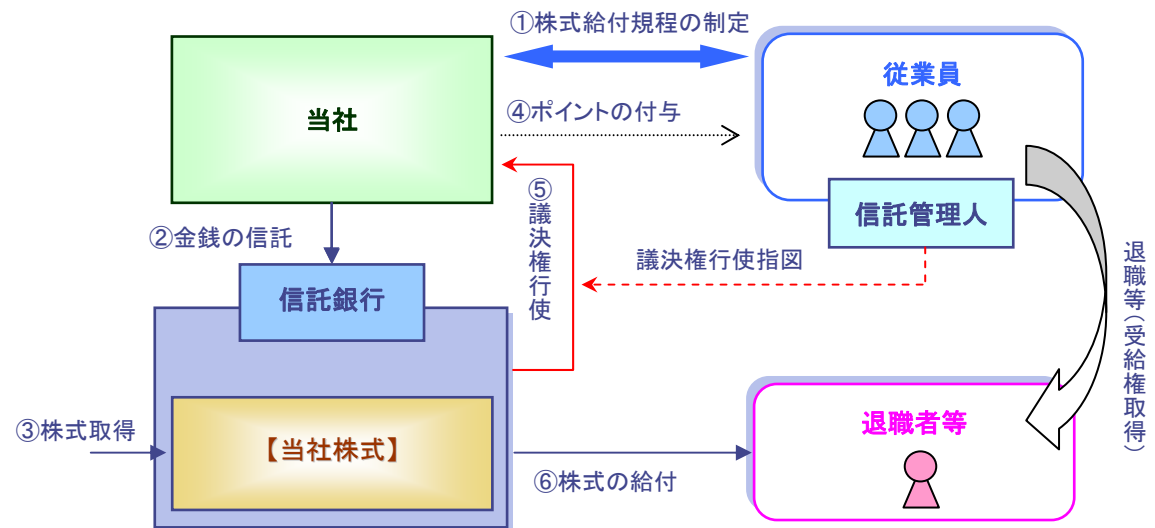
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員に対し退職時等に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時等に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。退職時等に給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

なお、株式給付信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

< 株式給付信託の概要 >



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続や成果等に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上